

中央市地下水採取の適正化に関する条例
平成18年2月20日
条例第126号

(目的)

第1条 この条例は、他の法令に特別の定めがある場合を除き、地下水が現在及び将来の市民の生活に欠くことのできない重要かつ限りある資源であるので、採取の適正化を図ることにより、地下水を保全し、併せて大量採取による地盤沈下を未然に防止し、もって市民の住みよい生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「井戸」とは、人力又は動力を用いて地下水を採取するための施設及び自噴施設であつて、公用又は公共用以外のものをいう。

(許可)

第3条 市内において、1日5立方メートル以上の地下水を採取するため、井戸を設置しようとする者は、井戸ごとのストレーナーの位置、揚水機の能力及び吐出口の断面積等を定めて、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者又は井戸を変更しようとする者は、当該井戸に係る必要事項を記載した井戸設置申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、井戸の設置場所を示す図面及び実施計画図面その他市長の定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、必要に応じ、中央市地下水利用対策審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴き、当該申請に係る井戸が次に掲げる基準に適合しているときは、許可するものとする。

- (1) 市又は県が定める土地利用計画に反しないこと。
- (2) 隣接する既設井戸とは、地域的条件を考慮し原則として300メートル以上の距離をもち、かつ、隣接井戸に支障を及ぼさない程度の採取量であること。
- (3) 地下水を申請の用途に供することが、必要かつ適当と認められること。
- (4) 他の水をもって代えることが困難なこと。
- (5) 排水施設が十分講じられること。
- (6) 自噴井戸については、制水設備の設置等により、不使用時の流出防止対策が講じられること。
- (7) その他市長が必要と認める事項

(工事の着工及び完成の届出)

第6条 第4条第1項の規定による申請をし、前条において許可された井戸に係る工事に着工し、又は完成したときは、7日以内に井戸着工・完成届(様式第2号)を市長に届け出なければならない。

(氏名変更等の届出)

第7条 第4条第1項の規定による申請をした者は、その氏名、名称及び住所に変更があつたときは、遅滞なく氏名等変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

(地下水採取者の責務)

第8条 井戸により地下水を採取する者(以下「地下水採取者」という。)は、当該井戸に関して、地下水の採取の適正化と地下水の水源の保全に努めなければならない。

(資料の提出及び立入調査)

第9条 市長は、この条例を施行させるため必要があると認めるときは、地下水採取者から井戸に関する資料を提出させ、又は当該職員を他人の土地に立ち入らせて、井戸に関する調査を行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により当該職員に他人の土地に立ち入らせようとするときは、立入りの日の3日前までにその旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指導又は勧告)

第10条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、既に地下水を採取している者に関して採取の制限の指導又は勧告を行うことができる。

(許可の執行)

第11条 地下水採取者が、その許可施設につき、地下水を採取すること又はその施設を廃止したときは、当該施設に係る許可はその効力を失う。この場合において地下水採取者は、その該当するに至った日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、地下水採取者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき、又は第5条の規定による基準に違反した者及び許可の日から6月を経過しても工事に着工せず、なお着工して1年経過しても完成しない者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第3条の規定に違反して許可を受けず、地下水採取のための施設を設置中の者又は地下水の採取を行っている者については、直ちにその行為を停止し、違反是正のために必要な処置をとるべきことを命ずることができる。

(審議会の設置)

第13条 地下水資源の保全に関し重要事項を調査し、及び審議するため、審議会を置くことができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第17条 審議会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、豊富総合支所地域振興課において処理する。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条若しくは第4条に規定する許可を受けなかった者又は虚偽の申請をして許可を受けた者
- (2) 第6条又は第7条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 正当な理由がないのに第9条の規定による資料の提出を拒み、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (4) 第10条の規定に違反した者

第21条 法人又は法人の代表者若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は個人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月20日から施行する。

(適用区域の特例)

2 当分の間、この条例の規定は、合併前の豊富村の区域のみに、適用するものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊富村地下水採取の適正化に関する条例(平成元年豊富村条例第12号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相

当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。